

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「条例」という。）が定める手続のほか、条例の運用に関して必要な事項について定める。

（基本計画書）

第2条 基本計画書（条例第3条第1項に規定する基本計画書をいう。以下同じ。）は、様式第1によるものとする。

（市町等への通知）

第3条 県は、再対策書（条例第7条第1項に規定する再対策書をいう。以下同じ。）の提出があったときは、その旨を当該再対策書に係る大規模集客施設の所在する市町その他関係機関に通知する。

2 県は、基本計画書の提出があったときは、その旨を当該基本計画書に係る大規模集客施設の所在地を管轄する県民局又は県民センターに通知する。

3 県は、基本計画書に係る手続が終了したときは、その旨を当該基本計画書に係る大規模集客施設の所在する市町に通知する。

（広域案件）

第4条 県は、基本計画書又は対策書（条例第5条第1項に規定する対策書をいう。以下同じ。）の提出を受けた大規模集客施設の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれるときは、当該市町の意見を聴くものとする。

2 県は、再対策書の提出を受けた大規模集客施設の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれるときは、その旨を当該市町に通知する。

3 県は、基本計画書の提出を受けた大規模集客施設の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県外の市町村の区域が含まれるときは、その旨を当該区域の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事務を所管する運用主体に通知する。

（知事の意見）

第5条 県は、条例第4条第3項（条例第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は条例第10条第3項の規定によりまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、兵庫県大規模小売店舗立地法等連絡会議において協議するものとする。

（知事の見解の通知）

第6条 県は、条例第8条に規定する見解を事業者に通知したときは、その旨を審議会に報告する。

(用途の廃止の届出)

第7条 条例第9条の2第1項の規定による用途の廃止の届出は、様式第2によるものとする。

(勧告)

第8条 県は、条例第10条第1項又は第2項の規定による勧告を行う場合、その旨を事業者又は設置者に通知する。

(公表)

第9条 県は、事業者が条例第10条第1項第3号に該当する場合において、同条第4項の規定による公表をしたときは、審議会に報告する。

2 条例第10条第4項の規定による公表は、兵庫県公報への掲載、記者発表その他の県が適切と認める方法により行う。

3 県は、前項の公表を行った場合、その旨を当該公表に係る勧告を受けた者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大規模集客施設基本計画書

兵庫県知事 様						令和 年 月 日					
事業者 (氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)											
(住所)											
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。											
担 当 者	氏 名					代 理 人	氏 名				
	住 所						住 所				
	電 話						電 話				
	メー ル						メー ル				
大規模集客施設の概要	施設の名称										
	所 在 地										
	新築等の種別										
	敷 地	敷地面積	㎡			現 況					
		都市計画	用途地域			その他					
	用 途 ・ 規 模	区 分	用 途		床面積						
		第2条第1項 用途に供する部分 (ア)	物品販売業を営む店舗		㎡	㎡		㎡			
			飲食店		㎡	㎡		㎡			
			映画館、劇場又は観覧場		㎡	㎡		㎡			
		階段、便所等 (イ)	—		㎡	㎡		㎡			
		(ア)+(イ)	—		㎡	㎡		㎡			
		その他の用途 (ウ)			㎡	㎡		㎡			
		合 計 (ア)+(イ)+(ウ)	—		㎡	㎡		㎡			
	大規模小売店舗	大店立地法 届出予定				営業時間					
		主な小売業者				主な販売品の種類					
		開店予定時期				着工予定時期					
		駐 車 場 収 容 台 数				駐 車 場 利用可能時間帯					

周辺道路の概要		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
	種類・路線名				
	道路幅員	m	m	m	m
	信号機の有無				
	歩道の有無				
	歩道の幅員	m	m	m	m
	通学路の有無				
他法令の手続概要	法令等	関係部署		手続状況	内 容
	都市計画法				
	建築基準法				
	道 路 法				
	農 地 法				
	農業振興地域整備法				
	県条例・要綱				
	市町条例・要綱				
影響調査の結果（別紙） - 大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査結果 - 駐車場に関する調査結果 - 道路交通への影響に関する調査結果 - 道路以外の公共施設への影響に関する調査結果 - 景観形成に関する調査結果 - 駐車場法チェックシート - 駐車場内の安全性の確保等に関するガイドラインチェックシート					

【記入上の注意】

■ 1 大規模集客施設の概要 用途・規模

○条例第2条第1項の用途に供する部分（ア）

・物品販売業を営む店舗

直接物品販売の用に供する売場部分の床面積

・飲食店、映画館、劇場、観覧場

飲食又は観覧のための客席がある部分の床面積

○階段、便所等（イ）

条例第2条第1項の用途に供する建築物から（ア）を除いた部分の床面積

（階段、エレベーター、便所、事務室、飲食店の厨房、映画館のエントランスホール等）

○その他の用途（ウ）

（ア）及び（イ）に記載した部分以外の部分の主要な用途（クリニック、自動車車庫等）
及びその床面積

■ 2 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当する場合に記載する。届出予定の欄は、該当する法の条項を記載する。

■ 3 他法令の手続概要 手続状況

「協議中」「申請済」「許可見込」等を記載する。

■ 4 他法令の手続概要 内容

許可、届出等の具体的な内容、条項等を記載する。

■ 5 影響調査の結果 1 大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査結果

県及び市町のまちづくりに関する計画ごとに、当該大規模集客施設が立地する場所における計画の有無とその計画内容の概要を記載し、その計画に整合するよう配慮した内容を記載する。

〔記載例〕

	調査の対象とする計画	対 応
県のまちづくりに関する計画	都市計画法第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	計画地は、県都市計画区域マスタープランでは、〇〇〇に存し、・・・
	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第8条の地域環境形成基本方針	計画地は、都市計画区域（市街化区域）に存するため、適用なし。
	大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム	計画地は、「広域商業ゾーン」、「地域商業ゾーン」の以外の区域に存するが、施設の用に供する面積が〇〇〇㎡（6,000㎡以下）であり、・・・
市町のまちづくりに関する計画	都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針	計画地は、〇〇市マスタープランでは、〇〇〇に存し、・・・
	条例、要綱等により定めた集客施設の立地に係る土地利用の計画	〇〇市においては定められていない。

様式第 2

大規模集客施設用途廃止届出書

兵庫県知事 様				令和 年 月 日	
事業者 (氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)					
(住所)					
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり提出します。					
担当者	氏 名		代理人	氏 名	
	住 所			住 所	
	電 話			電 話	
	メール			メール	
施設の名称					
所 在 地					
用途廃止日		年 月 日			
廃止の理由					
廃止後の当該建築物及びその敷地の 利用に関する計画					
廃止後の当該建築物及びその敷地の 維持管理に関する計画					
その他					

備考 添付図書

- ・ 位置図
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図